

事 務 連 絡  
令 和 8 年 4 月 3 日

各介護サービス等事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会  
介護福祉部介護保険課

### 介護職員等処遇改善加算の算定に伴う介護給付費等の請求について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では各事業所が指定権者（県・市町村）に提出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に基づき審査を行っておりますが、介護職員等処遇改善加算を算定するにあたっては、同一覧表等の提出が毎年、必要になります。

つきましては、指定権者に対して提出した当該一覧表に記載された加算どおりの介護給付費等の請求がされなかった場合は、**加算の減額ではなく対象明細書が返戻となり、介護報酬等の支払対象となりません**ので、貴事業所における加算の状況等を下記の愛知県高齢福祉課のホームページ等にて確認のうえ、請求いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 指定権者に届出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の情報

[介護保険指導第一・第二グループからのお知らせ - 愛知県](#)

介護保険事業所一覧(保険医療機関を除く)

[愛知県内介護保険事業所一覧\(令和8年3月1日現在\) \[Excelファイル/8.74MB\]](#)

ココをクリック  
\* 処遇改善加算の情報は  
5月1日版に反映されます

保険医療機関みなし指定事業所一覧

[保険医療機関みなし指定事業所一覧\(令和8年3月1日現在\) \[Excelファイル/6.86MB\]](#)

2. 報酬改定に係る各種資料等の情報

<https://www.wam.go.jp>

担当：介護保険係  
TEL：052-962-1307